国立大学法人鳴門教育大学自家用電気工作物保安規程

平成１６年　４月　１日
規程第　　４６　号
改正　平成１９年３月２３日規程第２５号
平成２０年３月１７日規程第１９号
平成２１年３月３１日規程第４３号
平成２２年３月２４日規程第４２号
平成２３年３月３１日規程第４６号

（趣旨）

第１条　この規程は，電気事業法（昭和３９年法律第１７０号。以下「法」という。）第４２条第１項の規定に基づき，国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事，維持及び運用に関する保安の確保のために必要な事項を定める。

（適用の範囲）

第２条　この規程は，別表第１に掲げる電気工作物の事業場（以下「事業場」という。）に適用する。

（他の法令等との関係）

第３条　本学の電気工作物の保安に関しては，消防法（昭和２３年法律第１８６号），建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）及びその他の法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか，この規程の定めるところによる。

（保安業務組織）

第４条　電気工作物の工事，維持及び運用に関する責任の所在を明確にし，電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安業務（以下「保安業務」という。）を執行する組織構成は，次のとおりとする。

(1) 保安業務を統括管理する管理者を置き，学長をもって充てる。

(2) 事業場ごとに法第４３条に規定する主任技術者を置き，管理者が選任する。

(3) 保安業務を円滑に行うため，主任技術者の下に補助者を置くことができる。補助者は，本学の職員から，管理者が指名する。

２　保安業務の組織は，別表第２のとおりとする。

（管理者の義務）

第５条　管理者は，電気工作物に係る保安に関し，次に掲げる事項を決定し，又は実施しようとする場合は，主任技術者の意見を求めるものとする。

(1) 年度計画に関すること。

(2) 重大な事故に関すること。

(3) 災害対策に関すること。

(4) 電気工作物の建設工事及び補修工事の計画に関すること。

２　管理者は，主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。

３　管理者は，法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係がある場合には，主任技術者の参画のもとにこれを立案し，決定するものとする。

４　管理者は，所管官庁が法令に基づいて行う検査には，主任技術者を立ち会わせるものとする。

（主任技術者の職務）

第６条　主任技術者は，管理者を補佐し，次の各号に掲げる保安監督の職務を誠実に行う。

(1) 電気工作物に係る保安及び保安教育に関すること。

(2) 電気工作物の工事及び計画に関すること。

(3) 電気工作物の運転操作に関すること。

(4) 電気工作物の災害対策に関すること。

(5) 保安業務の記録に関すること。

(6) 保安用機材及び書類の整備に関すること。

２　主任技術者は，関係法令及びこの規程を遵守し，電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行わなければならない。

３　主任技術者は，事業場ごとに常時勤務するものとする。ただし，電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第７７号。以下「省令」という。）第５２条第３項の規定による経済産業大臣の承認を受けた場合は，２以上の事業場を兼任することができる。

４　主任技術者は，前項の規定により，他の事業場の主任技術者を兼任する場合にあっては，第４条第３号に規定する補助者を連絡責任者とする。

（職員の義務）

第７条　電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者は，関係法令及びこの規程を遵守するとともに，主任技術者が保安のためにする指示に従わなければならない。

（主任技術者不在時の処置）

第８条　管理者は，主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合にその業務を代行するもの（以下「代務者」という。）を指名しなければならない。

２　代務者は，主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

（保安教育及び訓練）

第９条　主任技術者は，電気工作物の工事，維持又は運用に従事する者に対し，電気工作物の保安に必要な知識及び技能に関する教育を行うとともに，災害その他事故が発生したときの措置について，必要に応じ指導訓練を実施するものとする。

（工事の実施）

第１０条　主任技術者は，電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な工事又は改良工事を実施しようとする場合は，あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

２　電気工作物の工事を他の者に請け負わせる場合には，常に責任の所在を明確にし，完成した場合には主任技術者にこれを検査させ，保安上支障がないことを確認して引渡しを受けるものとする。

（巡視，点検及び測定等）

第１１条　保安業務のための巡視，点検及び測定は，別表第３に掲げる基準に基づき行うものとする。

２　主任技術者は，巡視，点検及び測定を行うに当たっては，あらかじめ実施計画を作成し，管理者の承認を経て実施するものとする。

３　主任技術者は，巡視，点検及び測定の結果，法令に定める技術基準に適合しない事項が判明した場合は，速やかに管理者へ報告するとともに，当該電気工作物を修理，改造，移設又はその使用を一時停止，若しくは制限する等の措置を講じ，常に技術基準に適合するよう努めるものとする。

（事故発生の防止）

第１２条　主任技術者は，事故その他異常事態が発生した場合は，必要に応じ臨時に精密検査を行い，その原因を究明するとともに，再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

（運転，操作等）

第１３条　主任技術者は，平常時及び事故その他異常時における遮断器，開閉器その他の機器の操作順序，方法等をあらかじめ定めておかなければならない。

２　主任技術者は，事故その他異常が発生した場合は，所管官庁，電気供給事業者ほか関係連絡先に迅速に報告若しくは連絡し，又は指示を受け適切な応急措置をとらなければならない。

３　前項の報告及び連絡経路は，受電室その他見やすい場所に掲示するものとする。

（防災体制）

第１４条　管理者は，台風，地震，火災その他の非常災害（以下「災害等」という。）に備えて，電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとられるよう，次の各号に掲げる事項についての体制を整備しておくものとする。

(1) 指揮命令及び情報伝達系統

(2) 予防対策及び機材の整備

２　主任技術者は，災害等の発生時における電気工作物の保安を確保するための指揮監督を行う。

３　主任技術者は，災害等の発生に伴い危険と認めるときは，直ちに送電を停止することができるものとする。

（記録及び保存）

第１５条　主任技術者は，次の各号に掲げる記録又は書類等について，必要な期間保存しなければならない。

(1) 電気工作物の工事，維持及び運用に関する記録

ア　巡視，点検，測定記録

イ　補修工事記録

ウ　電気事故記録

(2) 主要電気機器の補修記録及び設備台帳

(3) 所管官庁，電気事業者に提出した書類その他主要文書

（責任の分界点）

第１６条　本学と電気事業者との保安上の責任及び財産上の分界点は，事業場ごとの電力需給契約書に基づく責任及び財産上の分界点とする。

（需要設備の構内）

第１７条　本学の需要設備の構内は，別図に定める。

（危険の表示）

第１８条　主任技術者は，受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって，危険が生じるおそれのある場所には，注意を喚起する表示をしなければならない。

（測定器具類の整備）

第１９条　主任技術者は，電気工作物の保安上必要とする測定器具類を常に整備し，これを適正に保管しなければならない。

（設計図書類の整備）

第２０条　主任技術者は，電気工作物に関する設計図，仕様書及び取扱説明書等を整備し，これを必要期間保存しなければならない。

（保安管理業務の委託）

第２１条　管理者は，第４条第２号に定める主任技術者を選任すべき事業場に主任技術者を選任しない，又はできない場合は，省令第５２条第２項の規定により所定の手続きを経て，当該事業場に主任技術者を選任せずに，同施行規則第５２条の２に規定する要件のものに経済産業大臣の承認を受け，保安管理業務を委託して行わせることができる。

２　前項により委託して行わせる電気工作物の保安に関しては，この規程を適用しない。

（雑則）

第２２条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，管理者が別に定める。

附　則

この規程は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２３年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

事　　業　　場　　区　　分		部　　　等
（１）	高島団地１	事務組織，学校教育学部
（２）	高島団地２	学生宿舎
（３）	南前川団地	附属幼稚園・附属小学校
（４）	中吉野団地	附属中学校
（５）	上吉野団地	附属特別支援学校

別表第２（第４条関係）

別表第３（第１１条関係）
巡視，点検，測定及び手入れの基準

項目		日常巡視点検手入れ			定期巡視点検手入れ			精密点検手入れ			測定		
対象		No.	周期	点検箇所要点	No.	周期	点検箇所要点	No.	周期	点検箇所要点	No.	周期	測定項目
受電設備	断路器	1 2	１ケ月 １ケ月	受けと刃の接触，過熱，変色，緩み 汚損，異物付着	1 2	1 年 1 年	受けと刃の接触，過熱，緩み，荒れ具合 振れ止め装置の機能				1	1 年	絶縁抵抗測定
	遮断器	1 2 3	１ケ月 １ケ月 １ケ月	外観点検，汚損，亀裂，過熱，さび，損傷 指示，点灯 その他必要事項	1 2 3 4	1 年 1 年 1 年 1 年	外部の損傷，腐食，過熱，さび，変形，緩み 操作具合，機構 付属装置の状態 接地線接続部点検	1	3 年	遮断速度の測定（開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む）	1 2 3	1 年 1 年 不定期	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により動作特性
	母線				1 2 3	1 年 1 年 1 年	母線の高さ，たるみ，他物との離隔距離，腐食，損傷，過熱 接続部分クランプ類の腐食，損傷，過熱，緩み がいし類支持物の腐食，損傷，変形，緩み				1	1 年	絶縁抵抗測定
	受電用変圧器	1	１ケ月	本体の外部点検，漏油，汚損，振動	1 2	1 年 1 年	各部の損傷，腐食，さび，緩み，汚損油量 接地線接続部点検	1	5 年 10 年	内部について点検（コイル接続部，リード線，鉄心，その他各部）	1 2 3	1 年 1 年 1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油耐圧試験
	計器用変成器	1	１ケ月	外部の損傷，腐食，さび，変形，汚損，温度，音響，ヒューズの異常その他必要事項	1 2	1 年 1 年	外部の損傷，腐食，接触，さび，緩み，変形，亀裂，汚損，ヒューズの異常 接地線接続部点検				1 2	1 年 1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	避雷器	1	１ケ月	外部の損傷，亀裂，緩み，汚損	1 2	1 年 1 年	外部の損傷，亀裂，緩み，汚損，コンパウンドの異常 接地線接続部点検				1 2	1 年 1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定

受電設備	配電盤	1 2	1ケ月 1ケ月	計器の異常，表示灯の異常 操作，切替開閉器などの異常その他必要事項	1 2	1 年 1 年	裏面配線のじんあい，汚損，過熱，緩み，断線 接地線接続部点検	1 2	2 年 2 年	各部の損傷，過熱，緩み，断線，接触，脱落 端子配線符号	1 2 3 4	1 年 1 年 1 年 2 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性
	電力用コンデンサー	1	1ケ月	本体外部点検，漏油，汚損，音響，振動	1	1 年	外部の損傷，腐食				1 2	1 年 1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	蓄電池	1 2	1ケ月 1ケ月	液面，沈澱物，色相，極板湾曲，隔離板，端子の緩み，損傷 表示電池の電圧，比重，温度測定	1 2 3	1 年 1 年 1 年	木台，がいしの腐食，損傷，耐酸塗料のはくり 床面の腐食，損傷 充電装置の動作状況	1	3 年	充電装置の内部	1 2 3 4	1ケ月 1ケ月 1ケ月 1 年	比重測定 液面測定 各電池の電圧測定 絶縁抵抗測定
配電設備 屋外電線路を含む	断路器，遮断器，開閉器類			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ
	配電用変圧器						受電設備用と同じ			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ
	電線及び支持物	1 2	1ケ月 1ケ月	電線の高さ及び他の工作物，樹木との距離 標識，保護の状況	1 2	1 年 1 年	電柱，腕木，がいし，支線，支柱，保護網などの損傷，腐食 電線取付状態				1	1 年	絶縁抵抗測定
	ケーブル	1 2 3	1ケ月 1ケ月 1ケ月	ヘッド，接続箱，分岐箱など接続部の過熱，損傷，腐食，及びコンパウンド油漏れ 布設部の無断掘さく 標識他物との離隔距離	1	1 年	ケーブル腐食，きれつ，損傷				1 2	1 年 1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
負荷設備	電動機その他回転機	1 2	1 日 1ケ月	運転者が音響，回転，過熱，異臭吸油状況等について注意する 整流子，刷子，集電環	1 2 3 4	3ケ月 1 年 1 年 1 年	音響，振動，温度 各部の汚損，緩み，損傷，伝達装置の異常 制御装置点検 接地線接続部	1 2	3 年 3 年	温度上昇等を考慮し内部分解点検，コイル軸受，通風付属装置などの手入れ 温度上昇等を考慮し回転子引出掃除	1 2	1 年 1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	電熱乾燥装置	1 2	1 日 1ケ月	運転者が温度，変形，損傷等について注意する 接続部変色，腐食，接続部	1	1 年	各部の変形，損傷，緩み，可燃物との隔離状況				1 2	1 年 1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定

負荷設備	照明設備	1	1 日	異音，汚損，不点	1	1 年	照明効果，汚損，損傷，音響，温度，コンパウンド漏れ				1	1 年	絶縁抵抗測定
	配 線	1	1ケ月	開閉器の点検，湿気，じんあい等に注意する	1	1 年	開閉器，機具の接続				1	1 年	絶縁抵抗測定
	実験装置	1	1 日	研究実験者が異音，異臭，過熱，損傷等に注意する	1 2	1 年 1 年	研究実験の責任者が自主的に下記事項を点検する 音響，振動，温度 各部の汚損，緩み，損傷，伝達装置の異常				1	不定期	必要測定事項
非常用予備発電設備	原動機関係	1 2 3	1ケ月 1ケ月 1ケ月	燃料系統からの漏油及び貯溜 機関の始動停止 始動用空気タンクの圧力	1	1 年	機関主要部分の分解点検	1	3 年	内燃機関の分解点検			
	発電機関係			電動機その他回転機と同じ			電動機その他回転機と同じ			電動機その他回転機と同じ	1 2 3	1 年 1 年 1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 継電器試験
太陽光発電設備	太陽電池アレイ	1	1ケ月	表面の汚れ，汚損，架台の腐食	1	1 年	接地線の損傷，接地端子の緩み				1 2	1 年 1 年	絶縁抵抗測定 開放電圧測定
	集電箱	1	1ヶ月	外箱の腐食，さび 外部配線の損傷	1	1 年	接続端子の緩み，接地線の損傷，接続端子の緩み				1	1 年	絶縁抵抗測定
	パワーコンディショナー	1	1ヶ月	外箱の腐食，さび 外部配線の損傷	1	1 年	接続端子の緩み，接地線の損傷，接続端子の緩み	1	2 年	系統連係保護装置の動作確認	1 2	1 年 2 年	絶縁抵抗測定 インバーター保護機能試験
	接 地	1	1ヶ月	配線の損傷							1	1 年	接地抵抗測定

日常点検記録

団地名	

点検記録

点検項目		点検結果・記録		
		点検日　月　日 天候　温度　湿度 点検者	点検日　月　日 天候　温度　湿度 点検者	点検日　月　日 天候　温度　湿度 点検者
受変電設備	断路器			
	遮断器			
	母線			
	変圧器			
	計器用変成器			
	避雷器			
	配電盤			
	電力用コンデンサー			
	蓄電池			
配電設備	断路器・遮断器・開閉器類			
	配電用変圧器			
	電線及び支持物			
	ケーブル			
負荷設備	電動機・その他回転機			
	電熱乾燥装置			
	照明設備			
	配線			
	実験装置			
非常用予備発電装置	原動機関係			
	発電機関係			
太陽光発電設備	太陽電池アレイ			
	集電箱			
	パワーコンディショナー			
	接地			
その他				

記　事

定期・精密点検記録（１）

点検者		日　　付	
団地名		天候　　　　温度　　　　湿度	

点検記録

点　検　項　目		点　検　結　果
受変電設備	断路器	
	遮断器	
	母線	
	変圧器	
	計器用変成器	
	避雷器	
	配電盤	
	電力用コンデンサー	
	蓄電池	
配電設備	断路器・遮断器・開閉器類	
	配電用変圧器	
	電線及び支持物	
	ケーブル	
負荷設備	電動機・その他回転機	
	電熱乾燥装置	
	照明設備	
	配線	
	実験装置	
非常用予備発電装置	原動機関係	
	発電機関係	
太陽光発電設備	太陽電池アレイ	
	集電箱	
	パワーコンディショナー	
	接地	
その他		

高圧絶縁抵抗測定　　　　測定器

測　定　範　囲	測 定 方 法	絶縁抵抗値（MΩ）	測定結果	備　考

接地抵抗測定　　　　測定器

接　地　対　象　種　別	接 地 種 別	測定値（Ω）	測定結果	備　考

定期・精密点検記録（２）

点検者		日　　　付	
団地名		天候　　　　　温度　　　　　湿度	

変圧器点検

機　器　名　・　定　格	製造者・型式	耐電圧	酸　化	測定結果	備　　考

地絡継電器試験　　　　　　　　　　　　　　　　　　測定器

用　　　途	整定値（A）	最小動作電流・電圧			動作時間(sec)		動作位相角	試験結果
		A	A	V	%	%		

過電流継電器試験　　　　　　　　　　　　　　　　　測定器

用　　　途	整　定　値			最小動作電流 A		限時特性　sec		結　果	備　考
	タップ	レバー	瞬　時	限　時	瞬　時	%	%		

機器点検

機 器 名 ・ 定 格	製造者・型式	特　性	動 作 状 況	結果	備　　考

記　　　事

絶縁抵抗測定記録

点検者		日　　付	
団地名		天候　　　温度　　　湿度	

測定器＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

盤名称等	回　路　番　号	使　用　電　圧	測　定　値　　MΩ			備　　考
			線　間	大　地	測　定 結　果	

電　気　事　故　記　録

年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名＿＿＿＿＿＿

<table>
<tr><td>件　　　　名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>事故発生の日時</td><td colspan="3"></td><td>天　　候</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事故発生の場所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>事故発生の電気工作物</td><td colspan="3"></td><td>使用電圧</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事故の状況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>事故の原因</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>保護装置の種類および動作の適否</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>被害電気工作物の概要</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>他に及ぼした障害</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>供給支障電力及び
供給支障時間</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">発電支障電力及び
発電支障時間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>復旧の日時</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>事故再発の防止対策</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">被　害　者</td><td>所属</td><td>氏名</td><td>性別</td><td>年齢</td><td>作業経験年数</td><td>被害の内容</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">自家用電気工作物の概要</td><td rowspan="2">業種</td><td rowspan="2"></td><td>発電電力</td><td></td><td>発電電圧</td><td></td></tr>
<tr><td>受電電力</td><td></td><td>受電電圧</td><td></td></tr>
<tr><td>主任技術者の資格及び選任区分</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>主任技術者の氏名及び所属</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>